## 資料「当面の検討事項・論点について」への追加 コメント

諸富 徹(京都大学大学院経済学研究科)

第1回専門委員会では、上記資料について口頭で意見を申し上げたが、第2回目は所用のため欠席せざるをえないので、書面にて追加コメントを提出させていただくことをお許しいただきたい。

- 1. 日本における環境税導入にあたっては、まず短期的には、既存エネルギー税制の「炭素税」あるいは「CO<sub>2</sub> 税」への切り替えを優先し、2013 年以降の国際枠組みが固まる 2009 年末以降に、日本の新しい国別排出削減目標や中期目標の議論を受けて、最適な環境税の姿を新税導入も含めて検討するという 2 段構えにしてはどうか。
- 2. 既存エネルギー税は、表 1 に整理したように、上流課税として「石油石炭税」、下流 課税として「揮発油税」その他が存在する。これらは化石燃料物量あたりの重量税とし て課税されていて、必ずしも環境の観点から「炭素に価格付け」がなされていない。こ れらを環境の視点から横断的に見直す視点が必要。

		20.1		7. 1	为进心。	- 1011100	• /•				
_		課税対象									
上流	課税標準	天然ガ	石油・石油製品							発電用燃	
		ス								料	
	税目		石油石炭税								
下流	課税標準	天然ガ	ガソ	軽油	LPG	灯油	重油	ジェ	石炭	電力	
		ス	リン					ット			
								燃料			
	税目		ガソ	軽油	石油			航 空		電源開発	
			リン	引取	ガス			機燃		促進税	
			税*	税	税			料税			

表1 既存エネルギー関連税の課税ベース

は現行税制の下で課税されている課税対象を示す。

- \*「ガソリン税」とは、揮発油(=ガソリン)に課税ベースを置く「揮発油税」と「地方道路税」を総称する名称である。
- 3. もっともシンプルな方法は、石油石炭税を、石油石炭税の税収を変化させないまま炭素税か $CO_2$ 税に切り替えるという方法である。こうすると、現在よりも石炭が重課され、天然ガスが軽課されることで、増税をしなくても税制の $CO_2$ 排出抑制効果は高まる。
- 4. 同様に、下流エネルギー税の炭素税化・CO<sub>2</sub>税化も考えられる。このうち、揮発油税、地方道路税、軽油引取税に関しては、道路特定財源の一般財源化にともなって、道路建設のためと称してドライバーに負担を課してきた受益者負担の根拠が失われることになる。表 2 に各税目の本則・暫定税率を示しているが、課税の根拠を環境保全に切替え、この暫定税率部分を炭素税化・CO<sub>2</sub>税化していくことも一つの方策だと考えられる。

- 4-1. 仮に暫定税率を廃止するのであれば、既存エネルギー税制の環境効果を維持する ために、失われた税収相当分を炭素税化して石油石炭税に上乗せするような税制 改革を実施すべきであろう。
- **4-2.** このような税制改革が実施されることなく暫定税率だけが廃止されてしまえば、 既存エネルギー税制の環境効果は弱まってしまう。そうであれば、むしろ暫定税 率は現状のまま維持するほうがよいであろう。
- 5. ただし、なぜ揮発油税、地方道路税、軽油引取税だけなのかという批判も生じうる。 下流課税は上流のように燃料種別ごとに別の税がかけられているほか、課税されていない燃料種別もあるため、環境の視点から横断的かつ体系的に税制を見直すのは難しく、 税目ごとの個別対応とならざるをえない面もある。
- 6. 中長期的には、第 1 回専門委員会で天野委員が指摘されたように、最適な環境税のあり方を、2009 年末にも合意をみると思われる新しい国際枠組みとの関係で、日本の国別排出削減目標を実現すべく適切に設計されたものにしていく必要がある。その際に、排出量取引とのポリシー・ミックスにも留意すべきである。
- 7. 十分なインセンティブ効果を持った高率の環境税導入を構想する場合には、マクロ経済に対する影響や産業の国際競争力に配慮するため、ドイツやイギリスが実施したような、社会保険料と環境税収を相殺する「環境税制改革」(Ecological Tax Reform: ETR)の枠組みの採用も真剣に考慮されるべきである。

以上

表 2 環境に関連する既存税一覧

名称	課税主体	課税対象	税率	税収(H20 年度予算)	使途					
揮発油稅	田	揮発油(ガ	【暫定税率】 48,600円/kℓ 【本則税率】 24,300円/kℓ	27,685 億 円	全額を道路整備に充当					
地方 道路 税	<u> </u>	ソリン)	【暫定税率】 5,200円/kℓ 【本則税率】 4,400円/kℓ	2,962 億 円	全額を道路整備に充当(ただし、 58%が国に、42%が都道府県お よび政令市に)					
軽油引取税	都道府県	軽油	【暫定税率】 32,100円/kℓ 【本則税率】 15,000円/kℓ	9,914 億 円	全額を道路整備に充当(ただし、都道府県と政令指定都市の財源に)					
石油 ガス 税	围	自動車用 石油ガス (LPG)	【本則税率】 17.5 円/kg	280 億円	全額を道路整備に充当(ただし、 1/2 が国の財源に、残る 1/2 は地 方道路譲与税として都道府県と 政令指定都市の財源に)					
航 機	<del>川</del>	航空機燃 料	【本則税率】 26,000円/kℓ	1,0 <b>5</b> 2 億 円	全額を空港整備財源に充当					
		原油 輸入石油 製品	【本則税率】 2,040円/kℓ		燃料安定供給対策(石油開発、備 蓄)、エネルギー需給構造高度化					
石油 石炭 税	围	輸入 LPG	【本則税率】 1,080円/t	5,210 億						
		国産天然 ガス 輸入 LNG	【本則税率】 1.080円/t	円	対策(新工ネ対策等)に充当					
		石炭	【本則税率】 700円/t							
電源開発促進税	田	一般電気 事業者の 販売電気	【本則税率】 375 円 /1,000kwh	3,480 億 円	電源立地対策・電源利用対策					

[出所] 環境省および国土交通省資料より作成